

委 託 設 計 書						委託方法	請 負	
所属部課名		学校教育部 学校財務課 学校給食担当室			設計年月日		令和8年 月 日	
部長	課長	担当室長	補佐	主幹	主査	担当	担当	設計者
委託名称		松戸市立小学校給食室換気扇清掃等業務委託						
委託場所		松戸市教育委員会指定場所						
年度科目		令和8年度	委託期間		自 令和8年 月 日 至 令和8年9月30日			
委託価格		一金 円				設計内容審査済		
委託費計		一金 円						

設計概要	<p>松戸市立小学校45校 給食室換気扇417基の清掃 給食室空調機209基のフィルター交換 相模台小及び東松戸小エアフィルター100基の清掃</p>
------	---

内 訳 書

設計書用紙(2号)

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費								
	換気扇清掃			基	417			
	エアフィルター清掃			基	100			
	空調機フィルター交換			基	209			
	直接業務費							
	一般管理費			式	1			
	委託価格							
		消費税及び 地方消費税						
	委託費計							

松 戸 市 教 育 委 員 会

設計書用紙(2号)

第 1 表		換気扇清掃						1基当たり単価表	
名 称	種 類	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
清掃作業員		清掃員B	人						
清掃作業員		清掃員C	人						
直接経費			式	1					
小 計									

松 戸 市 教 育 委 員 会

松戸市立小学校給食室換気扇清掃等業務委託仕様書

この仕様書は、松戸市立小学校給食室換気扇清掃等業務委託契約書に基づき、委託業務の実施にあたり必要な事項を定める。

1. 目的

給食作業の安全衛生のため、給食室の高所に設置されている換気扇等の清掃及び空調機フィルター交換を行う。

2. 実施業務対象校

松戸市教育委員会指定場所
詳細については、別紙1に記載のとおり。

3. 実施業務

(1) 清掃

給食室内の換気扇、天井扇、シャッター、内外のフード及びその周辺の壁に付着した汚れを洗浄し清掃するものとする。
原則として、換気扇および天井扇は取り外して清掃する。

(2) 取替及び廃棄

給食室内の空調機フィルターの取替及び廃棄をする。

4. 実施期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
原則夏季休業期間内に 清掃を完了すること。
8月のお盆期間は機械警備期間となる為作業は行わないこと。
殿平賀小、八ヶ崎第二小、貝の花小は、工事があるため夏休みに実施せず、別途協議すること。

5. 衛生管理

受託者は、この業務に従事する者の健康管理、身体の衛生について、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業当日は下痢、風邪、皮膚病等感染疾病の症状がないこと。
- ②作業中の着衣及び身体については清潔を保つこと。
- ③その他、衛生管理には充分配慮すること。

6. 一般事項

- ①労働安全衛生法及び労働安全衛生規則を守り、作業員の安全を確保するものとする。
- ②業務開始及び完了の際は、当該学校担当者の立会いを必要とする。
- ③受託者は使用人の行為によって生じた過失は、自ら行ったと同一の責任を負い、自己の意思ではないという理由で、責任を免れることはできない。
- ④作業に使用する器具、機材は全て受託者の負担とし、光熱水費は委託者の負担とする。なお、洗剤は油污れ除去に適合した適正洗剤を使用すること。
- ⑤清掃、交換に起因する油、ごみ、フィルター等の不要物は、受託者の責任において適正なる方法をもって処分すること。
- ⑥清掃、交換の作業については給食室及び他の器具等の破損防止の為、適正なる保護措置を講じること。
- ⑦換気扇は、電気製品であることを十分認識し、不用意にモーター部分を水に浸けることのないよう留意すること。
- ⑧空調機フィルターの交換作業は、送風機を停止させてから行うこと。
- ⑨受託者は、契約締結後速やかに対象校の作業日程表を作成し、委託者に提出する。また、受託者は作業上必要な連絡調整を各学校に周知徹底すること。
- ⑩受託者は、業務を実施するにあたり、給食作業に支障がないように配慮すること。
- ⑪受託者は、本仕様書及び添付図書に示す範囲において明記なき部分であっても、技術上、或いは機能上本業務を完成するにあたり必要と認められる業務が生じた場合は、委託者と協議の上これに対処すること。
- ⑫清掃中、厨房機器には、触れたり、機器の上に薬剤を乗せて作業しないこと。

7. 実施結果の報告

- ①受託者は、各校ごとに調理室内全景、作業前後および作業状況をカラー写真で記録し、製本して委託者に提出すること。なお、作業状況は3枚提出すること。
- ②受託者は、業務を完了したときは、各学校長等の記名押印による業務完了報告書を受領し、まとめて委託者に提出すること。

8. その他

- 5の①については作業報告書等の提出文書に確認事項を記載すること。

松戸市立小学校給食室換気扇清掃等業務委託 対象校一覧

別紙1

学校名	清掃			住所	電話番号
	換気扇及び天井扇	エアフィルター	空調機数		
中部小	18		6	松戸市松戸2062番地	363-4191
東部小	9		3	松戸市高塚新田382番地の1	391-2971
北部小	12		3	松戸市根本217番地	363-5251
相模台小	10	60	8	松戸市岩瀬434-2	363-4245
南部小	5		5	松戸市小山148番地	363-5171
矢切小	13		3	松戸市中矢切540番地	363-6288
高木小	6		5	松戸市金ヶ作120番地	387-5103
高木第二小	7		4	松戸市五香四丁目18番地の1	387-2191
馬橋小	18		6	松戸市西馬橋一丁目12番地の1	341-1218
小金小	7		5	松戸市小金355番地	341-0450
常盤平第一小	7		6	松戸市常盤平七丁目1番地	387-2397
常盤平第二小	15		4	松戸市常盤平四丁目18番地	386-1331
稔台小	5		6	松戸市稔台二丁目36番地の1	364-4129
常盤平第三小	6		6	松戸市常盤平西窪町25番地の1	387-4605
上本郷小	7		4	松戸市上本郷3,620番地	363-9278
小金北小	9		3	松戸市殿平賀270番地	343-1263
根木内小	9		5	松戸市小金原二丁目3番地	341-2641
栗ヶ沢小	6		7	松戸市小金原七丁目16番地	341-2640
松飛台小	7		4	松戸市五香西四丁目22番地の1	387-0494
松ヶ丘小	8		5	松戸市松戸新田159番地	361-2238
柿ノ木台小	8		3	松戸市二十世紀が丘柿の木町111番地	365-7661
古ヶ崎小	9		7	松戸市古ヶ崎四丁目3,620番地の1	364-5118
六実小	10		2	松戸市六高台四丁目131番地	387-9391
八ヶ崎小	8		2	松戸市八ヶ崎六丁目53番地の1	342-1094
梨香台小	7		3	松戸市高塚新田512番地の13	391-4311
寒風台小	13		7	松戸市松戸新田316番地の25	363-1048
河原塚小	9		3	松戸市河原塚47番地の1	392-5100
和名ヶ谷小	9		5	松戸市和名ヶ谷1,085番地	391-2401
旭町小	10		4	松戸市旭町一丁目20番地の2	345-1177
牧野原小	11		4	松戸市牧の原435番地の1	385-0996
貝の花小	11		—	松戸市小金原八丁目10番地	344-8611
金ヶ作小	8		4	松戸市金ヶ作317番地	385-8886
馬橋北小	9		3	松戸市新松戸南二丁目1番地	344-8586
殿平賀小	17		—	松戸市殿平賀339番地の1	344-8621
横須賀小	8		9	松戸市新松戸北二丁目13番地の1	344-4040
八ヶ崎第二小	7		—	松戸市八ヶ崎三丁目3番地の1	344-7437
六実第二小	6		7	松戸市六実二丁目34番地の1	384-3011
新松戸南小	4		5	松戸市新松戸六丁目301番地	343-3275
松飛台第二小	5		5	松戸市松飛台59番地	385-4111
上本郷第二小	7		5	松戸市上本郷2,677番地	367-3413
大橋小	10		6	松戸市二十世紀が丘梨元町32番地	392-2921
六実第三小	6		6	松戸市六高台三丁目141番地	384-3161
幸谷小	8		5	松戸市幸谷212番地の2	344-6765
新松戸西小	14		4	松戸市小金1180番地	344-1061
東松戸小	19	40	12	松戸市紙敷一丁目19番地の1	388-6621
	417	100	209		